

いじめの防止等のための基本方針



**平成26年8月5日策定
令和5年4月1日改訂**

磐田市立磐田西小学校

目次

1 いじめの定義とその表れ	2
2 いじめ防止に向けた基本方針と組織	3
3 いじめ防止等のための取組	4
(1) いじめの未然防止	4
(2) いじめの早期発見	5
(3) いじめへの早期対応・措置	6
4 重大事態への対処	8

1 いじめの定義

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められる。

いじめは、次のように定義されている。(いじめ防止対策推進法 第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(注1)「一定の人的関係のある者」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係のある者を指す。

(注2)「心理的な影響」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

(注3)「物理的な影響」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

(注4) いじめられた子どもの側に寄り添う。加害者の意図は要件にはならない。

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめられた子どもの立場に立つことが必要である。また、いじめには様々な表れがあることに留意し、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかったり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等を客観的に複数の目で確認することも必要である。

2 いじめ防止に向けた基本方針と組織

(1) いじめ防止に向けた基本方針

私たちは、以下の5つの方針のもと、いじめを防止し、一人一人の子どもに「自立の力」と「共生の心」を育んでいきたい。

- ① いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、**どの子どもにも起こりうる**こと、また、いじめを**絶対に許さない**こと、いじめられている**子どもを守り抜く**ことを教職員一人一人が共通認識としてもち、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう「**チーム一心**」で組織的に対応する。
- ② よさを伸ばし、自尊感情を高め、自信と元気をつけること、人と温かくつながろうとする心を育むことで子どもが**安心して生活できる集団づくり**に努める（いじめの未然防止）。
- ③ 子どもや保護者に対する定期的なアンケート（「学校生活アンケート」「学校評価アンケート」）やQ-U、面談を実施するなど、**早期発見**に努める。
- ④ 学校経営目標に示すとおり、教職員一人一人が、「困ったと感じている子どもや保護者、教職員」の思いを受け止める**よきキャッチャー**となる。
- ⑤ 子どもを多様な目で見つめる「子どもを語る会」、「いじめ・不登校対策委員会」をはじめとする校内組織だけでなく、**保護者、地域**や「西小の教育と子どもを語る会」（学校協議会）など、**関係機関と連携し情報を共有**しながら指導にあたる。

(2) いじめ防止等のための組織

いじめの防止等のために、以下の組織をおく。

① いじめ・不登校対策委員会の設置・・・学年主任者会の際に実施

年11回、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年主任、養護教諭が参加して実施する。（全教職員参加で実施する場合もある）内容に応じて、SC・SSWや外部の方にも参加していただく。子どもの学びと育ちを多様な視点から見取り、交流し、問題を明らかにするとともに、その解決策を検討する。

② 職員打合せ会（情報交換）

毎週水曜日の放課後に、全教職員が参加して職員打ち合わせを実施する。子どもの生活上の表れや問題の共有、指導の具体的な方針の共有を図る。

③ ケース会議

問題発生時や開催の必要があると校長が判断した場合、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、該当学年主任、学級担任、養護教諭、（場合によってはSC・SSW、外部の方も）の参加によって実施する。必要に応じて、子ども・若者相談センター、児童相談所等の関係機関の担当も参加する。

④ 西小の教育と子どもを語る会（学校運営協議会）、民生児童委員・主任児童委員懇談会

学校運営協議会は、年3回、民生児童委員懇談会は、年1回実施する。学校内外の子どもの表れについて情報交換をしたり、子どもにかかわる諸問題やその対策について協議したりする。

3 いじめの防止等のための取組

(1) いじめの未然防止

いじめに限らず問題行動については、その対応策や体制について整備しておくことは必要であるが、その問題が起こらないような、集団づくりや個々への支援を大切にしたい。本校では、「聴き合う」（学びづくりのKeyword）、「温かくつながる」（心づくりのKeyword）「しなやかな心」（体づくりのKeyword）を抛り所に教育活動にあたることで、未然防止に力点をおき、取り組んでいる。

① 教職員の資質向上を図る「いじめに関する校内研修」の実施

- SC・SSWを招き、具体的事例をもとにした研修を行うことで、いじめなどの問題行動への対応力の向上を図ったり、子どもを見取る力を付けたりする。
- 教師自身が、子どもの声に耳を傾け、寄り添うこと、教師の言動が子どもを傷つけたり、他の子どもによるいじめを助長したりすることがないようにすること等指導のあり方について共通理解する。

② 聴き合い学び合う授業づくり・関係づくり

- 互いの考えを聴き合い、そこから学びを深める授業づくりを推進することで、学級の中に、互いを認め合い、受容し合い、つながろうとする雰囲気醸成する。
- ひまわり（縦割り）グループによる活動を計画的に実施することで、互いの考えを聴き合い・互いを思いやる心を醸成する。

③ 人間関係づくりプログラムを活用した授業実践と道徳の授業の充実

- 発達段階に合わせた「人間関係づくりプログラム」を活用した授業を実施することで、共に生きることのよさや大切さ、人間関係をつくるための学びを深めたり、互いの思いを伝え合う言葉の活用力を高めたりする。
- 道徳では、他の活動と関連付けつつ、規範意識や思いやりなどの価値項目を重点とした授業を行ったり、いじめに特化した授業を実施したりする。

また、インターネットやスマホに関わる事項についても、児童の実態を把握し、情報モラルを身に付けるための授業を計画的に実施する。

④ 自尊感情を高めるための取組

- 思いやり委員会の活動の一つである「よいこと見つけカード」を活用することで、互いのよさに目を向けさせたり、自分のよさに気付かせ、自信をもたせたりする。
- 学年集会や全校会礼では、様々な場面での子どもの頑張りを紹介する。

⑤ 学校運営の改善

- 教職員が子どもと向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるように、子どもの実態を踏まえて学校における業務の見直し・効率化を図る。（「やめる・減らす・変える」）

（２） いじめの早期発見

いじめの早期発見、そして、その対応については、以下の５つの基本認識をもってあたりたい。

- 「いじめはどの子にも起こりうる問題である」という認識をもつ
- 「いじめは人として絶対に許されない行為である」という毅然とした態度で臨む
- 小さなサインを見逃さず、子どもや保護者の訴えを真剣に受け止める姿勢をもつ
- いじめられている子どもの立場に立って考え、初期段階から組織的に取り組む
- 日頃から子どもや保護者、地域との信頼関係の構築に努める

早期発見については、次の３点から取り組んでいきたい。

① 子どもの実態把握

- 子どもに対する日常的な観察を基盤に、日記や子どもとの会話、子ども同士の会話などから情報収集する。
- 定期的なアンケート調査（「学校評価」：12月、「学校生活アンケート」：6月・10月・2月）を実施することで、一人一人の状態を把握する。

② 子どもが相談しやすい体制を整備

- SC・SSWによる指定学級、学年の授業参観の機会を計画的に設けることで、スクリーニングを行い、気になる子どもへのケアを進める。
- 月曜日放課後に教育相談の時間を確保する。

③ Q-Uの活用

- Q-Uを活用することで、学級集団及び個々の子どもの実態把握・分析を行い、教育相談や対応策検討へとつなげる。

(3) いじめへの早期対応・措置

いじめへの対応・措置は、以下の流れを基本とする。

① いじめ情報のキャッチ

- いじめの発見あるいは通報があった場合は、学級担任、学年主任、生徒指導主任に連絡する。
- 連絡を受けた上記の職員は、教頭、校長に報告する。
- 自分一人で判断し、解決しようとするしない。

② いじめ対策委員会による協議

- 直ちに「いじめ・不登校対策委員会」を開き、事案について協議する。
- 必要に応じて、市教委や関係機関（警察、児童相談所等）との連携を図る。

③ 対応方針および役割分担の決定

- 情報を整理する。
(いじめられた子ども、いじめた子ども、関係している子ども、周囲の状況、いじめの態様など)
- 対応方針を決定する。
緊急度や危険度（自殺、行方不明、脅迫、暴行等）を確認する。
- 聞き取りや指導の際の留意点を確認する。
- どの職員が何をするのか役割分担をする。

- | | |
|----------------------|----------------|
| ・ いじめられた子どもの聞き取りと支援 | ・ いじめた子どもの聞き取り |
| ・ 周囲の子どもと全体への聞き取りと指導 | ・ 保護者への対応 |
| ・ 関係機関との連絡 | ・ 事実の記録・整理 |

④ 事実の究明

- いじめの状況やきっかけ等をじっくりと聞き取るとともに、複数の情報をつきあわせ、確かな事実に基づく指導ができるようにする。
- 聞き取りは、いじめられた子ども → 周囲の子ども → いじめた子どもの順に行う。
- 憶測をもって対応せず、それぞれの心情を理解し、言い分をよく聞く。

⑤ ケース会議の実施

- 学校だけでの対応が難しい場合には、関係機関の協力を得て協議する。

⑥ いじめられた子ども・いじめた子ども・周囲の子ども等への支援・指導

いじめをやめさせるとともに、再発防止のため、次のページのとおり、チームで対応する。

ア いじめを受けた子ども・保護者への支援

- 学級担任や生徒指導主任、養護教諭、必要があればＳＣ等子どもが話しやすい教職員が対応する。心情を聴取しながら、いじめを絶対に許さない姿勢や今後の対応策を伝える。(子どもの状態に合わせた継続的なケア。例えば、登下校の方法、休み時間の見守り、いじめを行った子どもに別教室で学習を行わせる等)
- 保護者に対しては、複数の教員で家庭訪問し、聴取した事実や再発防止に向けた今後の具体的取組やいじめた子どもへの指導内容を伝える。

イ いじめた子ども・保護者への指導

- 中立的な教職員、例えば、生徒指導主任、養護教諭がいじめられた子どものつらい気持ちに気付かせ、素直な気持ちで内省するよう指導する。
- 保護者に対しては、聴取した事実や再発防止に向けた指導を伝え、家庭での指導及び支援を要請する。いじめられた子どもの家庭への謝罪には、複数の教職員で家庭訪問し、互いに納得がいくよう配慮する。

ウ 学級の子どもへの指導

- いじめは、学級、学年、学校全体の問題としてとらえさせる。
- また、いじめられた子どもの身になって、観衆や傍観者の態度をどのように感じ取るか、いじめを受けた子どもに影響するのかを考えさせる。
- いじめをなくすためにどのようにすればよいか、具体的な行動目標としてもたせる。

エ 双方の保護者への対応

- 保護者間で争いが起きることがないように、保護者と情報を共有する。

オ いじめが犯罪行為と認められる場合の対応

- 警察に相談し、連携して対応する。また、子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は、直ちに警察通報するなど、適切な援助を求める。

カ 配慮すべきこと

- 日頃から所管警察署や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況応じて連携し早期に対応する。
- ケース会議等を行う場合は、必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求める。

⑦ 日常生活の回復 ～二度といじめを許さない学校づくり ～

- 未然防止の手だて、早期発見、早期対応・措置の手だてが十分であったのか、組織がうまく機能したのか、全教職員で振り返りをする。
- 学級経営、生徒指導、児童会活動、道徳教育、人間関係づくり、ＳＣ・ＳＳＷの活用等具体的な改善策を検討し、実行する。
- ＰＴＡ役員会、西小の教育と子どもを語る会等でいじめの対応策について説明し、意見

を聞く。共通理解を図り、協力体制を築く。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言う。

- ① いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - ・子どもが自殺を企図した場合 ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合 ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ② 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間30日以上を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間連続して欠席しているとき。
- ③ 子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 重大事態への具体的な対応

- ① 子ども、保護者から正確な情報を収集、整理する。
- ② 重大事態と認められた場合には、市教育委員会へ報告する。
- ③ 市教委と相談しながら、関係機関への支援を求める。
- ④ 二次被害を防止するため、子どもや保護者に正確な情報を提供する。

(3) 重大事態についての調査

- ① 重大事態が発生した場合には、市教育委員会の判断のもと、速やかに市教育委員会又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。
- ② なお、子どもの入院や死亡など、いじめられた子どもからの聴き取りが不可能な場合は、子どもの尊厳を保持しつつ、保護者の気持ち、要望や意見に十分配慮しながら、速やかに調査を行う。

(4) 情報の提供

市教委、または、学校は、いじめを受けた子ども及びその保護者に対し、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。

(5) 報道への対応

情報発信・報道対応については、個人情報保護への配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要である。初期の段階でトラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で

誤解を与えたりすることのないよう留意する。

【資料】

教師が見逃してはならない「子どものサイン」

- 1 清掃の時、机運びを避けられる。
- 2 係や班づくりをする際、なかなか決まらなかったり、一人になったりする。
- 3 足や腕などに傷やあざがある。
- 4 表情が暗い。言葉数が少なくなる。
- 5 お金の貸し借りをするようになる。
- 6 特別教室への移動があったとき、遅れて教室に入ってくる。
- 7 授業中の集中力がなくなったり、休み時間にうつむき加減でいたりする。
- 8 保健室に行くことや、遅刻・早退・欠席が増える。
- 9 周りからの呼ばれ方（あだ名等）が変わったり、衣服が汚れていたりするときがある。
- 10 その他、孤立する場面や元気のない場面、これまでと違う場面が多くなる。